

3. 食肉センター食肉市場使用料等

※()は非上場使用料等

	牛・馬	豚・仔牛・仔馬		めん羊 山 羊	摘 要
		枝肉100k g未満	枝肉100k g以上		
	円	円	円	円	
食肉センター使用料	2,100 (2,100)	577 (577)	577 (577)	(577)	市条例による
解 体 料	8,925 (8,925)	1,207 (1,207)	1,680 (1,680)	(1,207)	卸売業者が徴収
検 査 手 数 料	800 (800)	300 (300)	300 (300)	(100)	県条例による
格 付 手 数 料	540 (0)	105 (0)	105 (0)	—	日本食肉格付協会
協 力 費	—	(525)	(840)	(525)	卸売業者が徴収
組 合 費	20 (50)	5 (5)	5 (5)	(5)	四日市と畜営業者組合等
計	12,385 (11,875)	2,194 (2,614)	2,667 (3,402)	(2,414)	
1 頭/1日 冷蔵庫使用料	315	158	158	158	卸売業者が徴収
半丸/1日	158	79	79	79	〃
卸売業者冷蔵庫使用料	m ² 当月		1,050円		市条例による
売場使用料	〃		210円		〃
市場使用料	売上金額の		2/1,000		〃
事 務 所 使 用 料	m ² 当月		315円		〃
卸売業者販売手数料	売上金額の		35/1,000		卸売業者が徴収